

平成30年12月13日

平成30年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

I 教育委員会における障がい者雇用対策の取組について-----	1
II 「かながわグランドデザイン 第2期実施計画 点検報告書（素案）」について -----	6
III 「かながわSDGs取組方針（案）」について -----	10
IV 懲戒処分の指針の改正について -----	11
V 神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する 条例の見直しについて-----	14
VI 平成29年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査結果について-----	21
VII 「SNSいじめ相談@かながわ」の実施結果について-----	31
VIII 「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～（素案）」 について-----	36
IX 県所有美術品の管理状況について-----	38

I 教育委員会における障がい者雇用対策の取組について

1 経緯

教育委員会では、国に報告した平成29年6月1日現在の障がい者数は409人であったが、このうち132人については、厚生労働省の定める「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に則った確認をしていなかったことが判明した。このため、国に報告していた教育委員会の障がい者雇用率は2.28%であったが、誤って報告した132人を除いた障がい者数277人での雇用率は1.66%となった。(法定雇用率2.20%)

現在、「障がい者雇用検討会」を設置し、全庁的に検討を行っているが、議会における議論等を踏まえ、教育委員会における障がい者雇用対策の取組について報告する。

2 教育委員会における障がい者雇用に関するアンケート調査

(1) 目的

教育委員会において障害者雇用促進法に基づく障がい者雇用状況の報告誤りが判明したことを受け、障がい者雇用に関する教職員の意見を把握する。

(2) 実施期間

平成30年10月17日～10月31日

(3) 実施方法

教育委員会事務局等の全職員、県立学校の全教職員、および市町村教育委員会（政令市除く）へ回答用紙を配付し、「障がいのある方が働きやすい職場環境」、「障がいのあることを申し出しありやすい職場づくり」、「障がい者雇用制度全般」の3項目について、無記名、自由記述方式で実施した。

なお、アンケートの実施にあたっては、教育長名で、今回の障がい者雇用率に関する国への報告誤りについてのお詫び及びこれまでの経緯と、今後の対応方針等について説明する文書を配付した。

(4) 回答数

所属	件数
本庁	15件
出先機関	20件
県立高等学校	150件
県立特別支援学校	58件
市町村教育委員会（政令市除く）	12件
不明※	18件
計	273件

※所属欄（選択式）未記入のため

(5) 質問項目および結果（上位3項目・複数回答あり）

ア 障がいのある方が働きやすい職場環境

（総回答数：296件）

回答主旨	件数	割合
①施設等のバリアフリー化を推進すべきである	115件	38.9%
②障がいに対する理解や配慮を促進するための意識啓発をすべきである	63件	21.3%
③人員増・業務量削減をすべきである	29件	9.8%

イ 障がいのあることを申し出しやすい職場づくり

（総回答数：179件）

回答主旨	件数	割合
①障がいに対する理解や配慮を促進するための意識啓発をすべきである	82件	45.8%
②人員増・業務量削減をすべきである	23件	12.8%
③-1 既に言いやすい環境である	10件	5.6%
③-2 申出方法の工夫・改善をすべきである	10件	5.6%
③-3 本人の意思次第である	10件	5.6%

ウ 障がい者雇用制度全般

(総回答数：182件)

回答主旨	件数	割合
①法定雇用率ありきではなく、教職員の負担という点を含めて働きやすい職場をつくるべきである	43件	23.6%
②さらに障がい者雇用を促進するべきである	41件	22.5%
③障がい者が能力や適性を発揮できるような雇用を進めるべきである	19件	10.4%

(6) 分析

ア 障がいのある方が働きやすい職場環境

「①施設等のバリアフリー化を推進すべきである」との意見が多数あることから、現状において、主に身体障がい者にとってハード面の整備が十分ではないとの認識があり、一層の整備が求められていると考えられる。

イ 障がいのあることを申し出しやすい職場づくり

「①障がいに対する理解や配慮を促進するための意識啓発をすべきである」との意見が多数あることから、心理面の障壁を取り除くための研修等の実施が求められていると考えられる。

ウ 障がい者雇用制度全般

「①法定雇用率ありきではなく、教職員の負担という点を含めて働きやすい職場をつくるべきである」との意見がある一方で、「②さらに障がい者雇用を促進するべきである」との意見とともに「③障がい者が能力や適性を発揮できるような雇用を進めるべきである」との意見があった。

このことから、教職員の意識面を含めて、すべての人が生きがいを持って働けるような職場づくりを進めるとともに、障がい者が能力や適性を発揮できるような雇用を進めていくことが求められていると考えられる。

3 教育委員会における検討

(1) 検討会の設置

教育委員会において、障がい者雇用の促進及び制度的課題等について検討するため、教育局関係課、県立高等学校、県立特別支援学校、教育事務所により構成する「神奈川県教育委員会障がい者雇用促進検討会議」を設置した。

(2) 検討状況

ア 第1回（11月16日）

- (ア)雇用率報告誤りに係る経緯及び原因
- (イ)教育委員会における障がい者雇用の状況
- (ウ)今後の検討の方向性

イ 第2回（12月7日）

- (ア)障がい者雇用に関するアンケート調査結果分析
- (イ)アンケート調査結果を踏まえた検討

4 今後の予定

「神奈川県教育委員会障がい者雇用促進検討会議」において、教育委員会における採用計画や制度的課題等について、一定の指向性を得た上で、任命権者の人事事務所管課で構成する「障がい者雇用検討会」において、全庁的に再発防止策や障がい者雇用の促進策を検討する。

また、その検討結果を第三者による検証組織である「障がい者雇用促進検討委員会」において検証するとともに、地方自治体における障がい者雇用促進に係る制度のあり方を検討し、年度内に結論を出す予定である。

【参考】

1 全庁的な検討状況

知事部局、教育委員会、警察本部において障がい者雇用状況の報告誤りが判明したことから、不適切な事務処理の原因を究明し、再発防止策や障がい者雇用の促進策を検討するため、国への報告が必要な任命権者の人事事務所管課で構成する「障がい者雇用検討会」を設置した。

これまでに3回（9月6日、10月24日、11月19日）開催し、各任命権者における雇用率報告誤りの原因究明及び再発防止策について検討している。今後、障がい者雇用の促進策についても検討する予定である。

2 第三者による検証組織における検討状況

「障がい者雇用検討会」で検討した再発防止策などの検証、地方自治体における障がい者雇用促進に係る制度のあり方の検討を目的とし「障がい者雇用促進検討委員会」を設置した。

これまでに、2回（11月9日、11月27日）開催し、「障がい者雇用検討会」での原因究明、再発防止策などを説明したところであり、今後、助言・指導を受ける。さらに、地方自治体における障がい者雇用促進に係る制度のあり方の検討も行う予定である。

II 「かながわグランドデザイン 第2期実施計画 点検報告書（素案）」について

1 趣旨

平成27年7月に「かながわグランドデザイン 第2期実施計画」（以下「第2期実施計画」という。）を策定し、計画を推進してきたが、30年度は「第2期実施計画」の計画期間の最終年度となる。

政策のマネジメント・サイクルでは、計画の最終年度において、政策全般について点検を行うこととしている。

また、「かながわグランドデザイン 基本構想」（以下「基本構想」という。）についても、状況の変化に応じて総合的に点検を行うこととしている。

そこで、「基本構想」及び「第2期実施計画」の点検を行い、神奈川県総合計画審議会の審議を経て、その点検結果について、県民との情報共有を図るため、「かながわグランドデザイン 第2期実施計画 点検報告書（素案）」（以下「点検報告書（素案）」という。）を作成する。

2 経緯

- 平成30年6月開催の神奈川県総合計画審議会で、「『第2期実施計画』点検基本方針」を審議、了承された。
- 平成30年11月開催の神奈川県総合計画審議会で、「点検報告書（素案）」を審議、了承された。

3 「点検報告書（素案）」の概要

(1) 「基本構想」の点検

「基本構想」とりまとめ以降の社会環境の変化を、客観的な統計や指標により把握したところ、少子化、高齢化や人口動向（【参考】のとおり）などに関し、とりまとめ時に整理した社会環境の変化の傾向が継続しており、引き続き基本目標に向けた取組みを進めていく必要がある。

(2) 「第2期実施計画」の点検

ア プロジェクトの点検

23のプロジェクトごとに、次のとおり点検を行った。

- 「総合分析」として、プロジェクトのねらいに向けた取組みの全体像を整理した。

- ・ 「数値目標の達成状況」として、計画期間4年分の達成状況を示すとともに、その要因を分析した。また「主な取組みと成果」として、4年間の主な取組みと成果を明らかにした。
- ・ 「プロジェクトをとりまく状況」として、プロジェクトに関連する社会環境の変化を整理し、こうした社会環境の変化などを踏まえ、今後検討していくべき課題や方向性について、「今後に向けた検討事項」として整理した。

イ 主要施策の点検

政策分野別、地域別に4年間の取組状況を整理し、特に地域別については実施した主な事業箇所を地図上に示した。

ウ SDGsを座標軸とした検証

県の施策がSDGsとどのように関連しているかを把握するため、主要施策とSDGsの関係を整理した。

4 公表

平成30年12月から点検報告書（素案）を公表、県民の意見を募集し、寄せられた意見等を点検報告書のとりまとめの参考にする。

点検報告書（素案）は、県のホームページで公表するとともに、県政情報センターや地域県政情報コーナーで閲覧できるようにする。

また、点検報告書（素案）の概要版として、プロジェクトの主な取組みなどを掲載したパンフレットを作成し、県政情報センター等で配布する。

5 今後の予定

平成30年12月下旬

～31年1月下旬 「点検報告書（素案）」について県民意見募集等を実施

平成31年2月 「第2期実施計画 点検報告書（案）」のとりまとめ

神奈川県総合計画審議会での審議

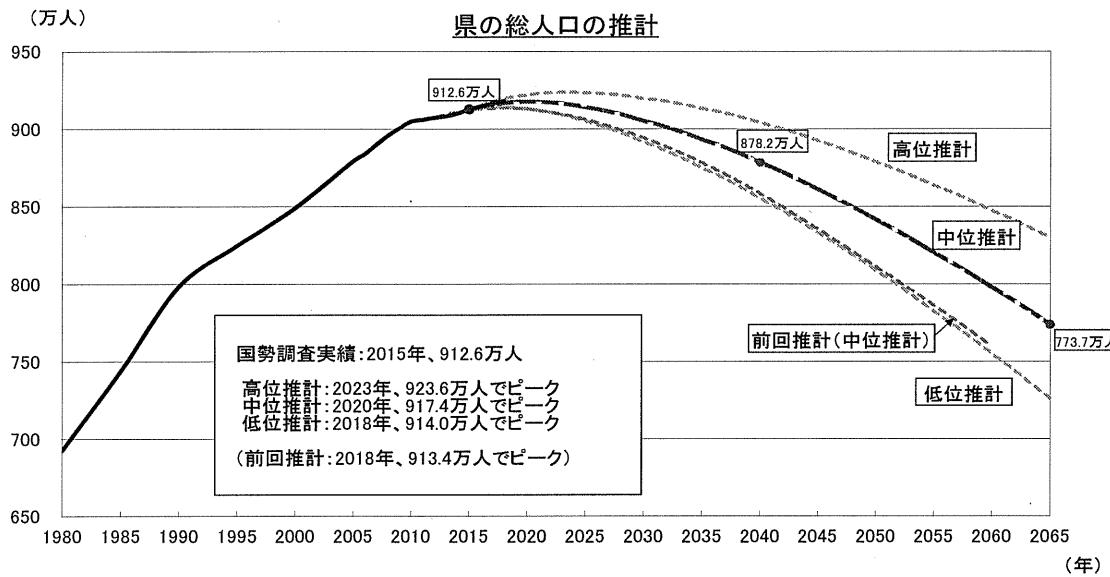
第1回県議会定例会に報告

3月 「第2期実施計画 点検報告書」公表

【参考】神奈川県の将来人口推計・将来世帯推計

1 神奈川の人口

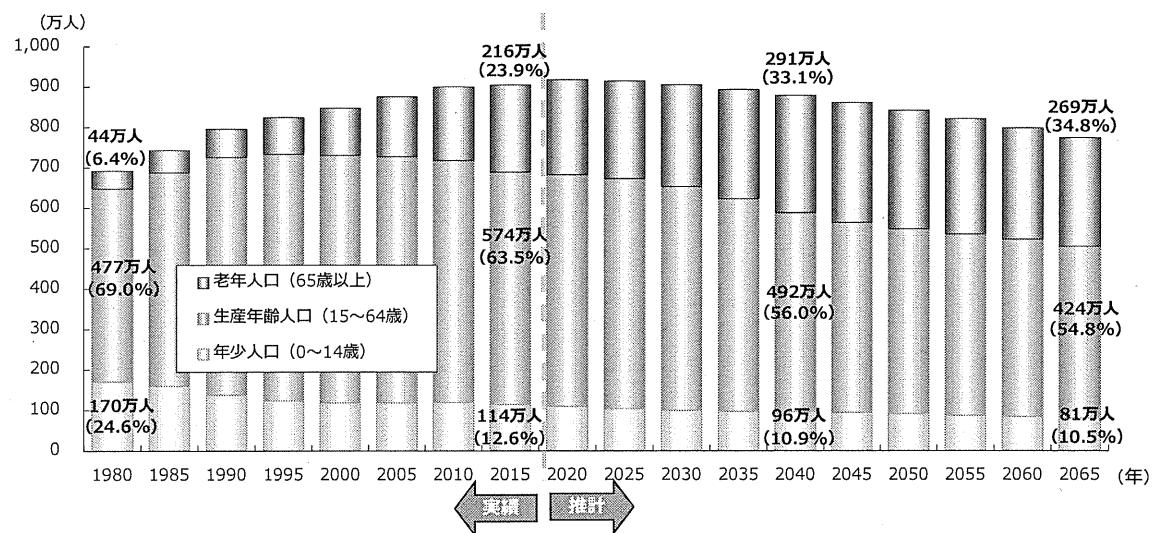
県では、2015年の国勢調査を踏まえ、高位、中位、低位の3つのケースを設定して、将来人口推計を行いました。将来人口は、高位と低位の範囲内で推移していくと予測しており、神奈川の総人口は、2020年頃にピークを迎える、その後、減少していくことが見込まれています。



2 高齢化の加速

本県の老人人口（65歳以上の人口）の割合は、2015年には23.9%でしたが、中位推計では、2040年には33.1%となり、2065年には34.8%になると見込まれています。

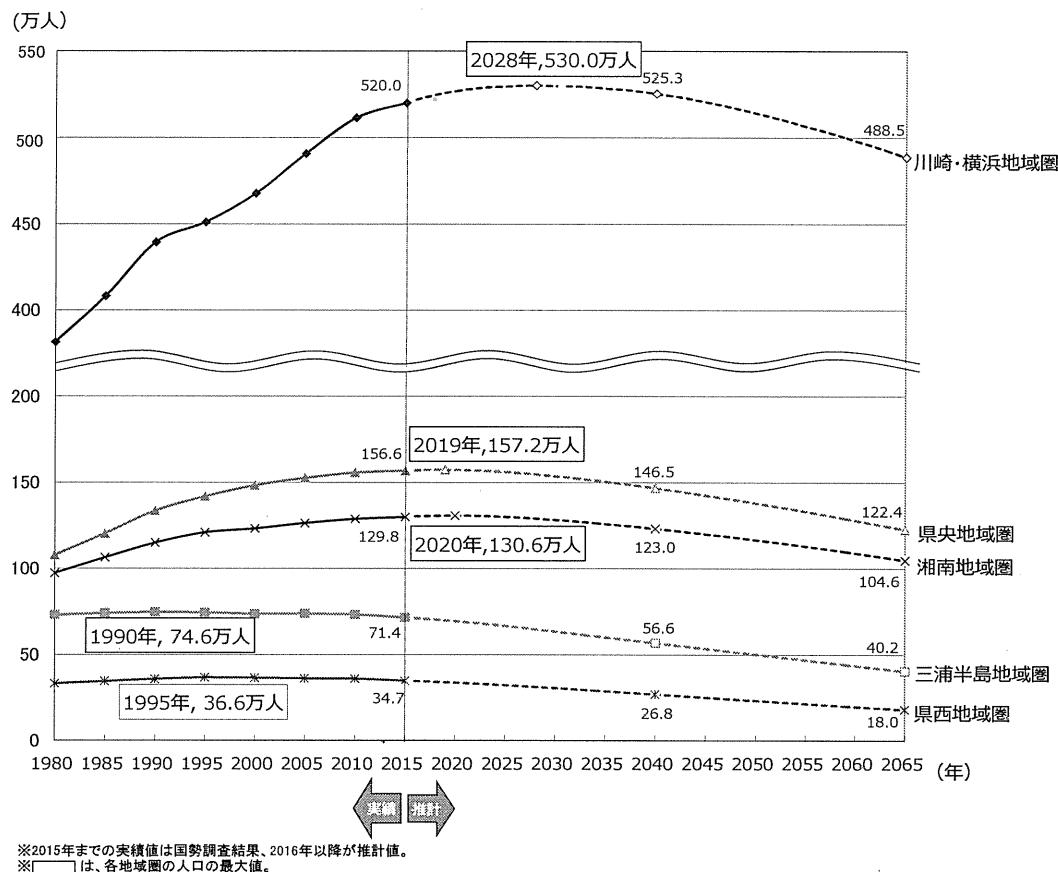
県の年齢3区分別の人口推計(中位推計)



3 地域の動向

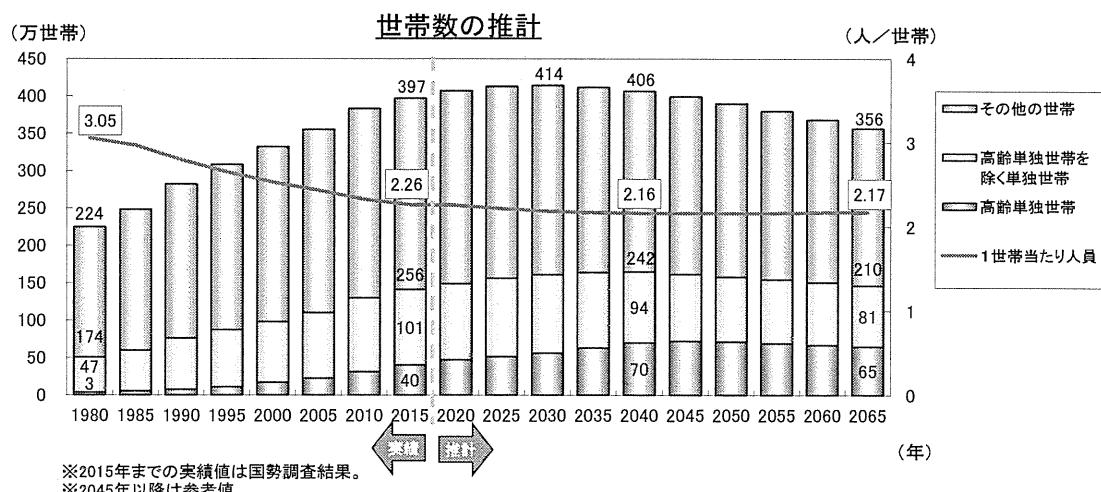
地域別の将来人口について、中位推計では、川崎・横浜地域圏は2028年、県央地域圏は2019年、湘南地域圏は2020年に人口のピークを迎え、その後、減少していくと見込まれており、三浦半島地域圏と県西地域圏では引き続き人口減少が続く見込みです。

地域政策圏別の人団推計(中位推計)



4 世帯の動向

本県の世帯数は増加が続いているが、将来人口推計の中位推計を用いて、将来世帯推計を行ったところ、2030年頃にピークを迎え、その後、減少していく見込みです。家族類型別に見ると、「単独世帯」などの増加が見込まれ、特に高齢者の「単独世帯」が大幅に増えていくことが予測されます。



III 「かながわSDGs取組方針（案）」について

1 策定の趣旨

本県としてSDGsの関連施策の展開例、役割及び推進するための取組みなどを示すことで、県、市町村、企業、大学、NPO、県民等のすべてのステークホルダー（関係者）と一体となってSDGsを推進することを目的に、取組方針を策定する。

2 経過

平成30年9月～10月 第3回県議会定例会の全常任委員会に、「(仮称)

かながわSDGs取組方針（案）」を報告

10月～11月 県民意見募集を実施

3 県民意見募集

(1) 実施期間 平成30年10月25日～11月26日

(2) 意見数 11件

(3) 主な意見

- ・ SDGsを身近なものと捉えてもらうべく、先進県として率先して関連施策を示す姿勢はよいと思う。
- ・ SDGsを更に周知していくためには、イベントなどの広報活動に力を入れていくべき。
- ・ 具体例が記載されているのは良いが、そもそもSDGsが何か分かりにくい。
- ・ 地域を見守ることは、生活困窮だけでなく、子どもの虐待の早期発見・防止にもつながるので、追加してはどうか。
- ・ 意味がわからない言葉が多いので、注釈が欲しい。

4 前回からの変更点

- ・ 項目3の「②地域コミュニティ機能の再生・強化」に「児童虐待」及びSDGsの目標16のアイコンを追加
- ・ 県民の方により分かりやすい内容とするため、注釈が必要と考えられる用語に「解説」を追加

5 今後の予定

平成30年12月末 取組方針策定、公表

IV 懲戒処分の指針の改正について

1 改正の趣旨

教員によるわいせつな行為に係る不祥事が依然として後を絶たない状況であることを踏まえ、懲戒処分の指針について、所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容

(1) 教員の使命についての規定の追加

「教員に求められる高度な倫理感」に係る規定を新たに設ける。(1 基本事項関係)

(2) 処分に係る実情についての規定の追加

「わいせつ事案には、より厳正に対処している実情」に係る規定を新たに設ける。(1 基本事項関係)

(3) その他

所要の規定の整備を行う。(2 (3)わいせつな行為関係)

3 施行期日

平成 30 年 11 月 22 日

【参考】懲戒処分の指針（平成14年10月31日）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>1 基本事項</p> <p>教職員は、勤務時間の内外を問わず、常に教職員としての自覚と使命感、全体の奉仕者である意識を持って行動することが求められ、職の信用を傷つけ、教職員全体の不名誉となるような行為を決して行ってはならない。</p> <p>特に、教員は、児童生徒との人格的な触れ合いを通じ、単なる知識や技術の伝達にとどまらず、児童生徒の人格の完成を目指して、その育成を促すという崇高な使命を深く自覚し、豊かな人間性や深い教育的愛情など、全人的な資質、能力に加え、一段と高い倫理感を持ち、その倫理感に則った行動が必要である。</p> <p>そのような使命を持った教員による非違行為については、より厳しい姿勢で臨んでいるが、とりわけ、児童生徒に対しわいせつな行為やセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行うことは、児童生徒や保護者のみならず、本県の教育に対する県民の信頼を根底から裏切るあるまじき行為であり、児童生徒や保護者をはじめ、社会に与える影響は計り知れず、決して許されるものではない。</p> <p>したがって、児童生徒に対するわいせつな行為、セクシュアル・ハラスメント事案についての具体的な量定の決定に当たっては、処分権者として、特に、厳しい姿勢で臨んでいる。</p> <p>本指針は、過去における本県の教職員の不祥事などを参考に、事案の態様毎に懲戒処分の程度の標準的な目安（以下「標準例」という。）を示したものである。（以下 略）</p> <p>2 標準例</p> <p>(3) わいせつな行為等</p> <p>ア 自校の児童生徒に対するわいせつな行為等</p> <p>① わいせつな行為（同意による行為を含む。）…免職</p> <p>② セクシュアル・ハラスメント…免職又は停職</p> <p>イ ア以外の者に対するわいせつな</p>	<p>1 基本事項 (追加)</p> <p>本指針は、過去における本県の教職員の不祥事などを参考に、事案の態様毎に懲戒処分の程度の標準的な目安（以下「標準例」という。）を示したものである。（以下 略）</p> <p>2 標準例</p> <p>(3) わいせつ__行為等</p> <p>ア 自校の児童生徒に対するわいせつ__行為等</p> <p>① わいせつ__行為（同意による行為を含む。）…免職</p> <p>② セクシュアル・ハラスメント…免職又は停職</p> <p>イ ア以外の者に対するわいせつ__</p>

改 正 後	改 正 前
<p>行為等</p> <p>① 強制わいせつ、児童ポルノの所持・製造等、痴漢、盗撮、のぞき等の法律、条例等に違反するわいせつな行為…免職又は停職</p> <p>② セクシュアル・ハラスメント…停職又は減給</p> <p>※セクシュアル・ハラスメントとは、相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。(神奈川県男女共同参画推進条例第2条)</p> <p>「S T O P ! ザ・スクール・セクハラ」(平成23年3月教育委員会発行)、「神奈川県教育委員会の職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する指針」(平成11年4月1日施行) 参照</p> <p>※法律、条例等とは、「刑法」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「軽犯罪法」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「神奈川県青少年保護育成条例」、「神奈川県迷惑行為防止条例」などである。</p>	<p>行為等</p> <p>① 強制わいせつ、児童ポルノの所持・製造等、痴漢、盗撮、のぞき等の法律、条例等に違反するわいせつ_行為…免職又は停職</p> <p>② セクシュアル・ハラスメント…停職又は減給</p> <p>※セクシュアル・ハラスメントとは、相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。(神奈川県男女共同参画推進条例第2条)</p> <p>「S T O P ! ザ・スクール・セクハラ」(平成12年4月教育委員会発行)、「神奈川県教育委員会の職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する指針」(平成11年4月1日施行) 参照</p> <p>※法律、条例等とは、「刑法」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「軽犯罪法」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「神奈川県青少年保護育成条例」、「神奈川県迷惑行為防止条例」などである。</p>

V 神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例の見直しについて

1 概要

神奈川県立体育センターについては、児童・生徒のスポーツ推進や教員等の研修機能の充実とともに、生涯スポーツ・障がい者スポーツの推進やアスリートの競技力向上等を図るため、本県の総合的なスポーツ推進拠点として県教育委員会が再整備（一部施設を除きPFI方式による。）を進めており（参考1）、整備終了後の平成32年4月を目途に、スポーツ局に移管（教員等の研修機能を除く。）し供用を開始する予定である。

このため、「神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例」（以下「条例」という。）について、次のとおり所要の見直しを行う。

2 見直しの内容

(1) 施設及び条例の名称変更

【現行】

神奈川県立体育センター

神奈川県立西湘地区体育センター

【変更後】

神奈川県立スポーツセンター

神奈川県立西湘スポーツセンター

(2) 使用料を徴収する施設の変更

神奈川県立スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）について、参考2のとおり使用料を徴収する施設を変更する。

なお、廃止、改修又は新設する主な施設は次のとおり。

廃止…本館第1棟・第2棟

改修…スポーツアリーナ1、陸上競技場、球技場及び補助競技場、グリーンハウス、テニスコート

新設…スポーツアリーナ2、宿泊棟、フットサルコート

(3) 使用料設定の考え方

スポーツセンターの使用料については、既存施設も含めて、利用者負担を原則に、近隣及び類似施設の料金等を考慮し、参考2のとおり設定する。

なお、使用料については、現行の減免基準を基本に、児童・生徒の体育・スポーツの推進や体育・保健体育科教員及び部活動指導者的人材育成機能の強化など学校体育の発展に寄与する利用と、障がい者への配慮、競技力向上及びかながわパラスポーツ推進宣言等の観点を踏まえた利用について、減免措置を検討する。

(4) 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う使用料等の見直し

スポーツセンターの使用料には、平成31年10月1日の消費税及び地方消費税の税率引上げを反映する。また、神奈川県立西湘地区体育センターの利用料金は、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、上限額を引上げる。

3 関係条例の改正

県教育委員会からスポーツ局に移管することに伴い、関係する条例についても、併せて所要の改正を行う。

4 今後の予定

平成31年2月 第1回定例会に条例改正議案を提出

秋頃 スポーツセンター利用受付開始

【参考1】体育センター・総合教育センターの一体的整備の概要

主な施設の概要

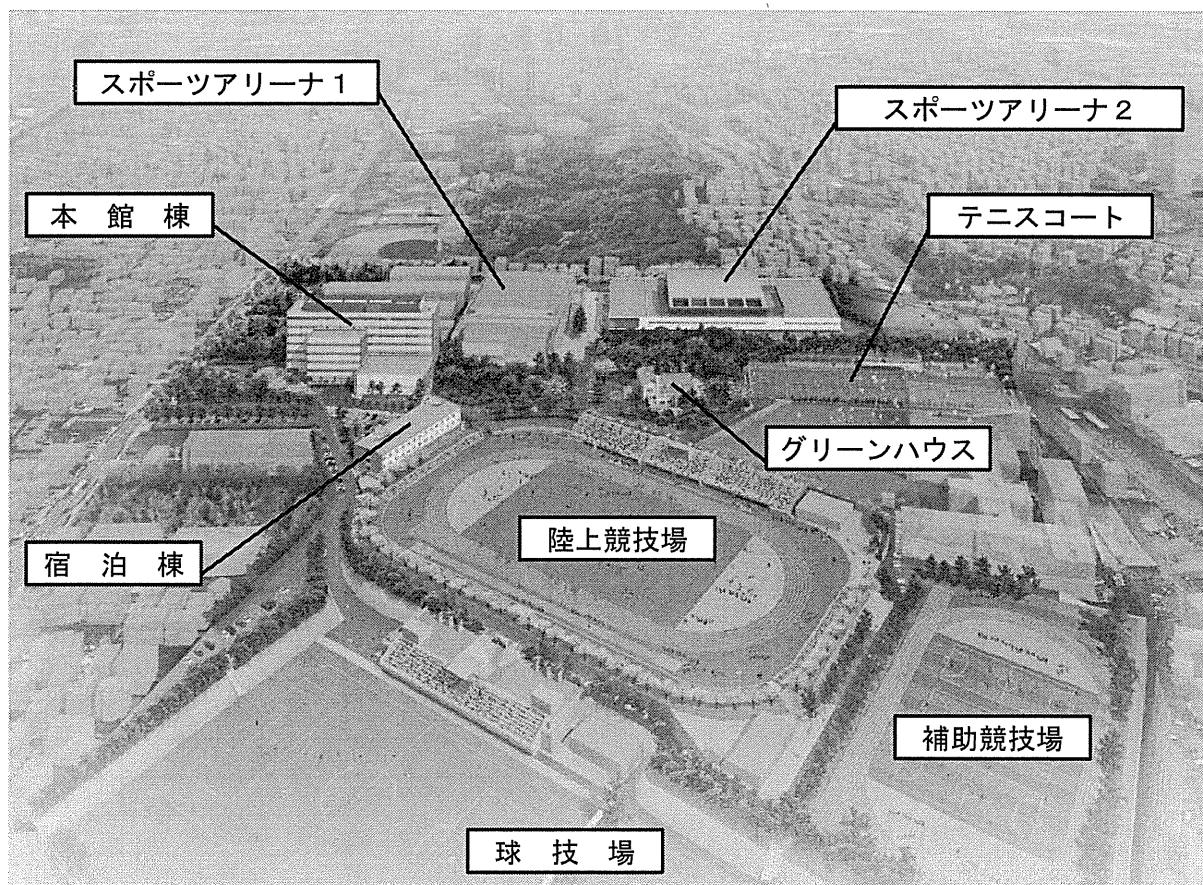
P F I 方 式 ※	【本館棟】・新築（地上7階） <ul style="list-style-type: none">・体育センター及び総合教育センターの事務室、研修室及び大講堂等を整備します。
	【スポーツアリーナ2】・新築（地上2階） <ul style="list-style-type: none">・パラスポーツの活動拠点となるメインフロアや多目的フロアを整備します。・屋内50mプールを整備します。・専門競技種目(ボクシング、フェンシング、ウェイトリフティング)の練習場を整備します。
	【宿泊棟】・新築（地上3階） <ul style="list-style-type: none">・全室バリアフリーの宿泊棟を整備し、食堂を併設します。
	【グリーンハウス】改修 <ul style="list-style-type: none">・歴史的価値を有する外観を保全し、体育センターの機能の一部を担う施設として改修します。
	【テニスコート】改修 <ul style="list-style-type: none">・コート(8面)を砂入り人工芝化し、夜間照明設備や更衣室等を整備します。
県直営方式	【陸上競技場】改築 <ul style="list-style-type: none">・メインスタンドを改築し、バックスタンド(芝生)の一部を階段式スタンドに改修します。
	【スポーツアリーナ1】改修 <ul style="list-style-type: none">・空調設備、給排水設備を改修します。
	【球技場・補助競技場】改修 <ul style="list-style-type: none">・球技場2面(クレー、天然芝)のうち、クレー球技場を人工芝化します。・補助競技場の走路を全天候型舗装、夜間照明設備を整備するとともに、フットサルコートを新設します。

※ PFI事業者：神奈川スポーツコミュニケーションズ株式会社

再整備スケジュール

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～	平成33年度～
PFI 方式			新築等建物の設計・施工			
内容 県直営 方式		既存建物の除却工事			維持管理・運営支援	
		球技場の改修工事				
		補助競技場の改修工事				
	陸上競技場スタンド等の改修工事設計		陸上競技場スタンド等の改修工事			
					スポーツ施設供用開始予定	本館供用開始予定

再整備後のイメージ



【参考2】スポーツセンター使用料 新旧対照表（案）

改 正				現 行			
1 スポーツアリーナ1				区 分 単位 使用料の額			
メインフロア	全 面	1時間	3,400円	ス ポ ーツ ア リ 一 ナ	全 面	1 時 間	2,260円
	半 面	同	1,700円		4 分 の 3 面	同	1,700円
	4 分 の 1 面	同	900円		半 面	同	1,130円
サ ブ フ ロ ア	同	700円		4 分 の 1 面	同	570円	
会 議 室 1	同	200円	サ ブ フ ロ ア	同	510円		
会 議 室 2	同	200円	第 2 体 育 館	全 面	同	720円	
研 修 室 1	同	200円		半 面	同	360円	
研 修 室 2	同	200円	練 第 1 練 習 場	同	280円		
研 修 室 3	同	300円	練 第 2 練 習 場	同	280円		
放送設備	メインフロア	同	400円	練 第 3 練 習 場	同	280円	
	サブフロア	同	100円	第 2 ト レ ー ニ ン グ 場	同	280円	
冷房設備	メインフロア	同	4,200円	ウェイトリフティング場	同	280円	
	サブフロア	同	1,100円	合 宿 所	1人1泊	820円	
暖房設備	メインフロア	同	6,200円		1 日	21,600円	
	サブフロア	同	1,600円	陸 上 競 技 場	午 前	9,250円	
照明設備	メイ ンフ ロア	全 面	2,400円		午 後	12,340円	
		半 面	1,200円	球技場	1 時 間	3,080円	
		4 分 の 1 面	600円	ク レ	同	1,230円	
		サブフロア	同	バ レーボールコート兼テニスコート	1面1時間	690円	
2 スポーツアリーナ2				屋外プール	一 般 利 用	1 人 1 回	250円
メイ	全 面	1時間	5,000円			1 日	37,410円
ンフ ロア	半 面	同	2,500円		専 用 利 用	午 前	14,350円
						午 後	23,040円
多 目 的 フ ロ ア 1	同	800円	プ ー ル	6月15日から9月15日まで	一 般 利 用	1 人 1 回	250円
多 目 的 フ ロ ア 2	同	1,000円			小 学 生	同	100円
ボ ク シ ナ グ フ ロ ア	同	1,500円				1 日	18,630円
フ ェ ン シ ナ グ フ ロ ア	同	1,500円				午 前	7,240円
ウエイトリフティングフロア	同	1,500円	屋 内		専 用 利 用	午 后	11,520円
控 室 1	同	400円				夜 間	7,240円
控 室 2	同	400円			1月1日から6月14日まで	一 般 利 用	1 人 1 回
						小 学 生	同
プ ー ル	一般利用	一 般	1 人 1 回			1 日	580円
			1 人 1 月			午 前	250円
		65歳以上	1 人 1 回			午 后	37,410円
			1 人 1 月			夜 間	14,350円
			小 学 生、 中 学 生 及 び 高 校 生		16日から12月31日まで	専 用 利 用	1 人 1 回
			1 人 1 回			小 学 生	同
			1 人 1 月			1 日	23,040円
			3,000円			午 前	14,350円
						午 后	7,240円
						夜 間	14,350円
研 修 室	専用利用	全 面	1時間	会 館	第 1 会 議 室	1 時 間	220円
		半 面	同		第 2 会 議 室	同	110円
		4分の1面	同	ス ポ ーツ ア リ 一 ナ	会 議 室 A	同	140円
					会 議 室 B	同	140円
				研 修 室 A	同	140円	
				研 修 室 B	同	140円	
				研 修 室 C	同	150円	

改 正				現 行					
トレーニングルーム	一般	1人	500円	スポーツアリーナ	メインフロア	1回	4,110円		
		1回		サブフロア	同		1,020円		
	6~5歳以上	1人	5,000円	第2体育館	同		2,050円		
		1回		陸上競技場	1日	3,320円			
		1人	400円		午前又は午後	1,650円			
		1月		球技場	1日	3,320円			
	中学生及び高校生	1人	4,000円		午前又は午後	1,650円			
		1回		プール	1日	3,320円			
		1人	300円		午前又は午後	1,650円			
		1月							
プール及びトレーニングルーム	一般	1人	800円	冷房設備	観客席	1時間	4,110円		
		1回		スポーツアリーナ					
	6~5歳以上	1人	8,000円		サブフロア	同	1,020円		
		1月		暖房設備	観客席	同	6,170円		
		1人	700円	スポーツアリーナ					
		1回			サブフロア	同	1,540円		
	中学生及び高校生	1人	7,000円						
		1月		照明設備	全点灯	同	3,600円		
		1人	400円	スポーツアリーナ	4分の3面	同	2,700円		
		1回			半面	同	1,800円		
放送設備	メインフロア		4分の1面		4分の1面	同	900円		
	1時間		スポット	メイン	全面	同	2,500円		
冷房設備	同		アリーナ	フロア	4分の3面	同	1,880円		
	同				半面	同	1,250円		
暖房設備	同				4分の2点灯	同	630円		
	同					サブフロア	同		
照明設備	同	全 面	同				610円		
		半 面	同	第2体育館	全 面	同	1,400円		
	2,400円				半 面	同	700円		
3 陸上競技場及び補助競技場									
区分			単位	使用料の額					
陸上競技場	一般利用	一 般	1人 1年	3,000円					
		65歳以上	同	2,400円					
		小学生、中学生及び高校生	同	1,500円					
		団体利用	1回 10名以内	1,000円					
		専用利用	トラック利用	1時間	5,000円				
		全体制利用	同	8,000円					
補助競技場	専用利用		1時間	3,000円					
フットサルコート			1面 1時間	5,000円					
照明設備	フットサルコート		同	1,000円					

改 正				現 行	
4 球技場					
区 分	単位	使用料の額			
球 技 場	球 技 場 1	1 時間	4,500円		
	球 技 場 2	同	6,000円		
放 送 設 備	球 技 場 1	同	500円		
5 テニスコート					
区 分	単位	使用料の額			
テ ニ ス コ ー ト	1 面 1 時間	1,000円			
照 明 設 備	同	400円			
6 宿泊棟					
区 分	単位	使用料の額			
宿泊室	一般	2名以下	1人 1泊	3,000円	
		3名以上	同	2,000円	
	1室	小学生、中学生及び高校生	同	1,500円	
		学齢に達しない者	同	800円	
7 グリーンハウス					
区 分	単位	使用料の額			
ミーティングルーム 1	1 時間	200円			
ミーティングルーム 2	同	400円			
ラ ウ ン ジ	専用 利 用	同	1,600円		
8 駐車場及び駐輪場					
区 分	単 位	使 用 料 の 額			
普通自動車	1 台 1 時 間 ま で	無 料			
	1 台 1 時 間 超 2 時 間 ま で	300円			
	1 台 2 時 間 を 超 え る 時 間 30 分 ま で ご と	100円			
	1 台 1 日 5 時 間 を 超 え る 場 合	1,000円			
大型自動車	1 台 1 時 間 ま で	無 料			
	1 台 1 時 間 超 2 時 間 ま で	900円			
	1 台 2 時 間 を 超 え る 時 間 30 分 ま で ご と	300円			
	1 台 1 日 5 時 間 を 超 え る 場 合	3,000円			
原動機付自転車及び二輪自動車	1 台 1 時 間 ま で	無 料			
	1 台 1 時 間 を 超 え る 時 間 1 時 間 ま で ご と	100円			
	1 台 1 日 5 時 間 を 超 え る 場 合	500円			
自 車	1 台 1 時 間 ま で	無 料			
	1 台 1 日 1 時 間 を 超 え る 8 時 間 ま で ご と	100円			

VI 平成29年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査結果について

1 調査の概要

(1) 目的

いじめ・暴力など児童・生徒の問題行動や不登校等について、児童・生徒指導上の取組を一層充実させるとともに、児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期発見、早期対応につなげるため、文部科学省の調査に基づき、「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」を毎年度実施している。

(2) 調査対象

県内公私立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の全校

(3) 調査方法

平成29年度に発生した内容について、各公立学校は県教育委員会が、各私立学校は福祉子ども未来局が集計し、文部科学省に報告した。

なお、結果の公表にあたっては、義務教育学校の1学年から6学年までは「小学校」に、義務教育学校の7学年から9学年まで及び中等教育学校の前期課程は「中学校」に、また、中等教育学校の後期課程は「高等学校」に、それぞれ含まれる。

2 公立学校の調査結果

(1) いじめについて

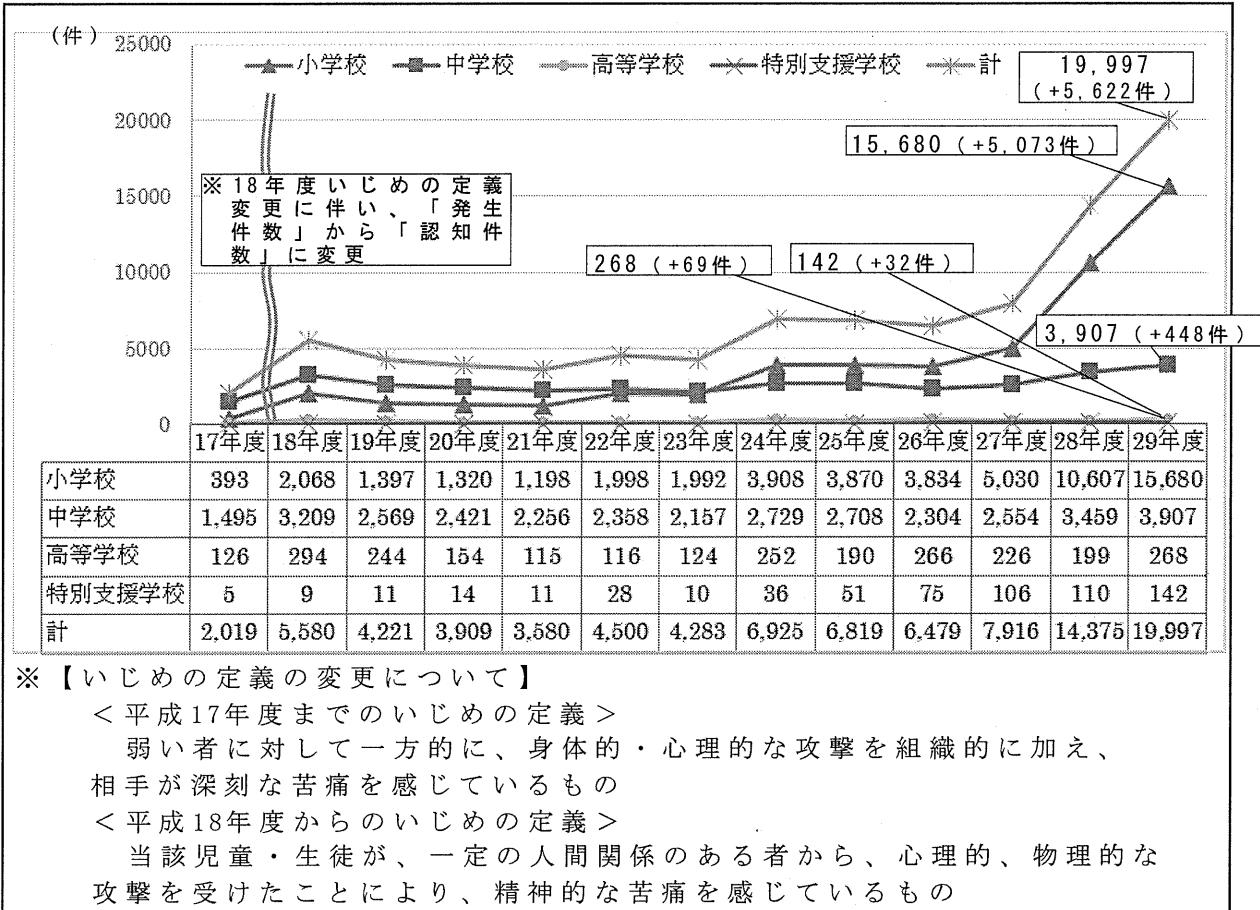
公立小・中・高・特別支援学校において、前年度より5,622件多い、19,997件のいじめを認知した。内訳は、小学校で5,073件の増加、中学校で448件の増加、高等学校で69件の増加、特別支援学校で32件の増加であった。

（【図1】参照）

国によりいじめの認知に関する考え方が詳細に示され、各学校では、いじめられたとする児童・生徒の立場に立ち、いじめの初期段階のものも含め、積極的に認知し、対応している。

なお、いじめの重大事態の発生件数は、24件（小16件、中6件、高2件）であった。

【図1】いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）



また、児童・生徒1,000人あたりのいじめの認知件数について、地域間でばらつきが見られた。（【表1】参照）

この要因の一つとして、各地域で、いじめの認知に対する学校の認識に差異があることが考えられる。

【表1】地域別の1,000人あたりのいじめ認知件数
 (公立小・中学校(中等教育学校(前期課程)を除く))

地 域	1,000人あたりの いじめ認知件数(件)	地 域	1,000人あたりの いじめ認知件数(件)
横浜市	17.9	湘南三浦	17.5
川崎市	21.3	県央	47.0
相模原市	31.5	中	108.2
横須賀市	33.4	県西	40.3

湘南三浦地域：鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町

県央地域：厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村

中地域：平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

県西地域：南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、

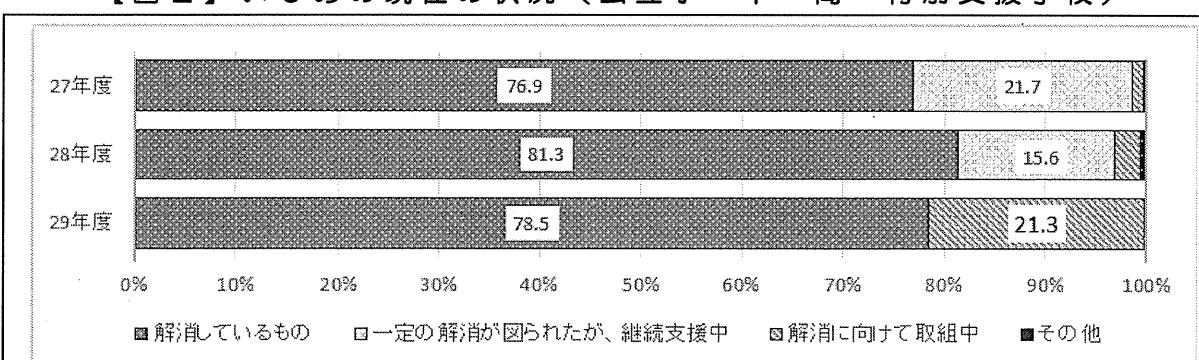
小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

次に、いじめの現在の状況で、「解消しているもの」が前年度より、2.8ポイント低下し78.5%であった。（【図2】参照）

学校では、国の「いじめ解消の定義」に基づく判断を行うとともに、解消まで時間がかかる事案が増えているとも考えられる。

早期の解消に向け、「いじめは、どの学校でも、どのクラスにも、どの子にも起これりうる」という基本的な考えに立ち、いじめの初期段階で迅速かつ丁寧に対応し、いじめが解消したとみなした後も、引き続き慎重に関係の児童・生徒の様子を見守ることが必要である。

【図2】いじめの現在の状況（公立小・中・高・特別支援学校）



※ 解消している状態（解消しているもの）：

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続している。
- ②被害児童・生徒本人及びその保護者に対する面談等により、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できる。

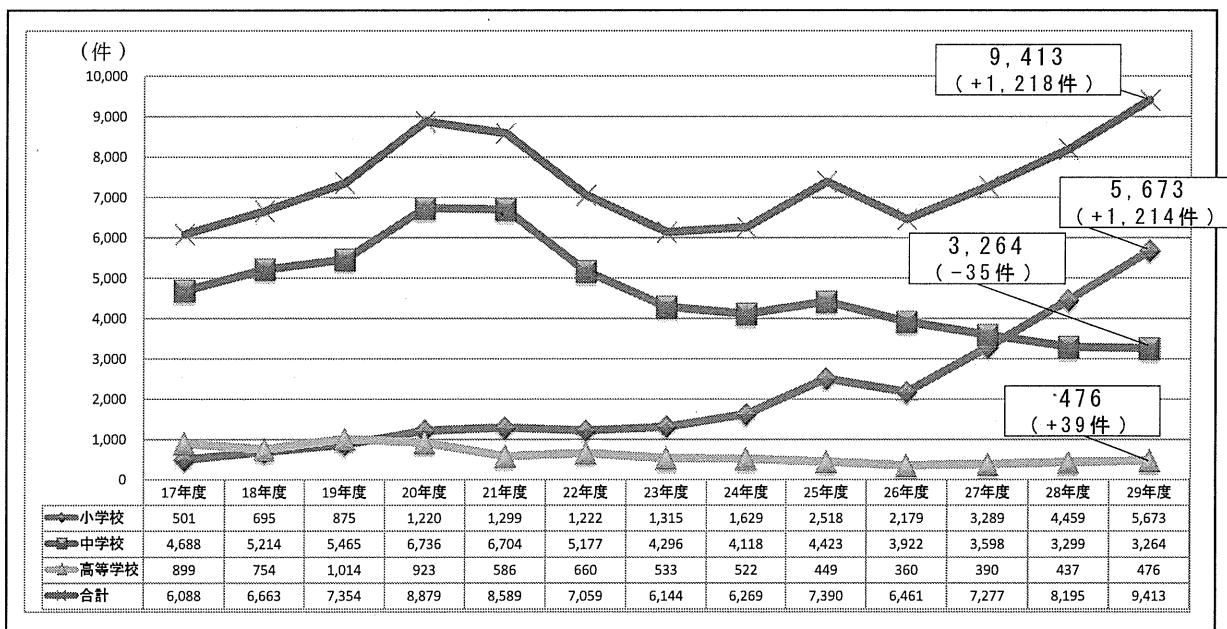
（2）暴力行為について

公立小・中・高等学校における平成29年度の暴力行為の発生件数は、前年度より1,218件増加し9,413件であった。内訳は、小学校で1,214件の増加、中学校で35件の減少、高等学校で39件の増加であった。（【図3】参照）

中でも、暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒数が、小学校では41人増加して177人、中学校では4人増加して48人となっている。

繰り返し暴力行為を起こす児童・生徒の、家庭や学校における要因として、「友達との人間関係をうまく構築できない」や「家族関係のなかでのストレスや葛藤がある」等が多くあげられている。

【図3】暴力行為の発生件数の推移（公立小・中・高等学校）

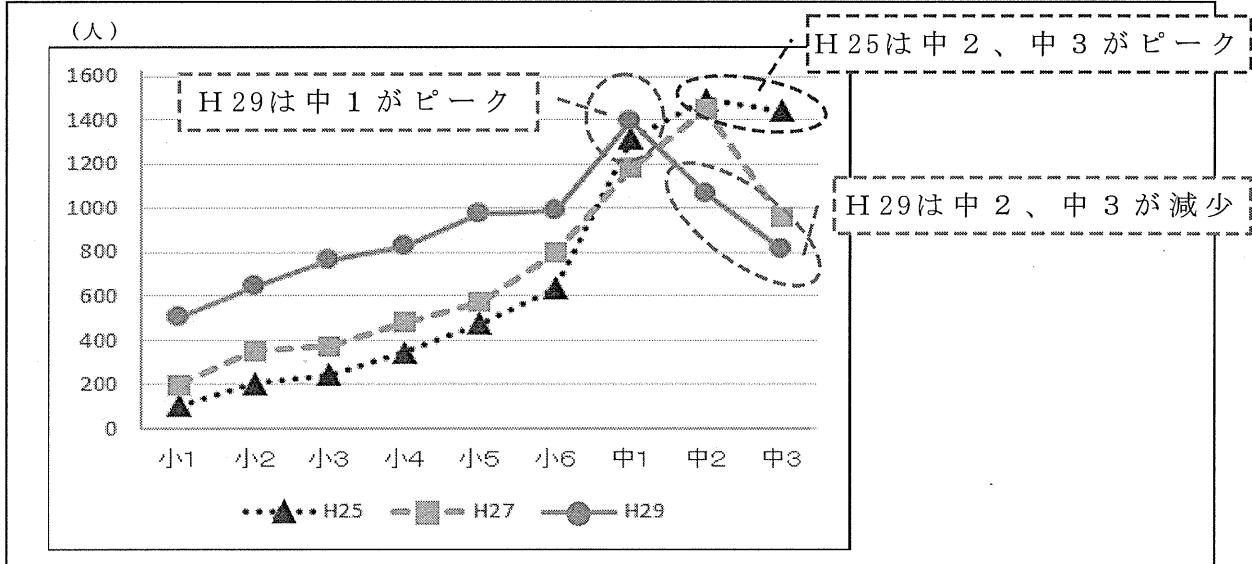


また、学年別加害児童・生徒数の推移（平成25年度～29年度）をみると、小学1年生から中学1年生までは各学年で増加している一方、中学2・3年で減少している。

（【図4】参照）

小・中学校を通じて暴力行為への丁寧な対応・指導を行うこと等により、暴力に頼らず自分の思いを相手に伝えることができるようになるなど、適切な人間関係を築く力が育ってきたこと等が考えられる。

【図4】学年別加害児童・生徒の推移（公立小・中学校）



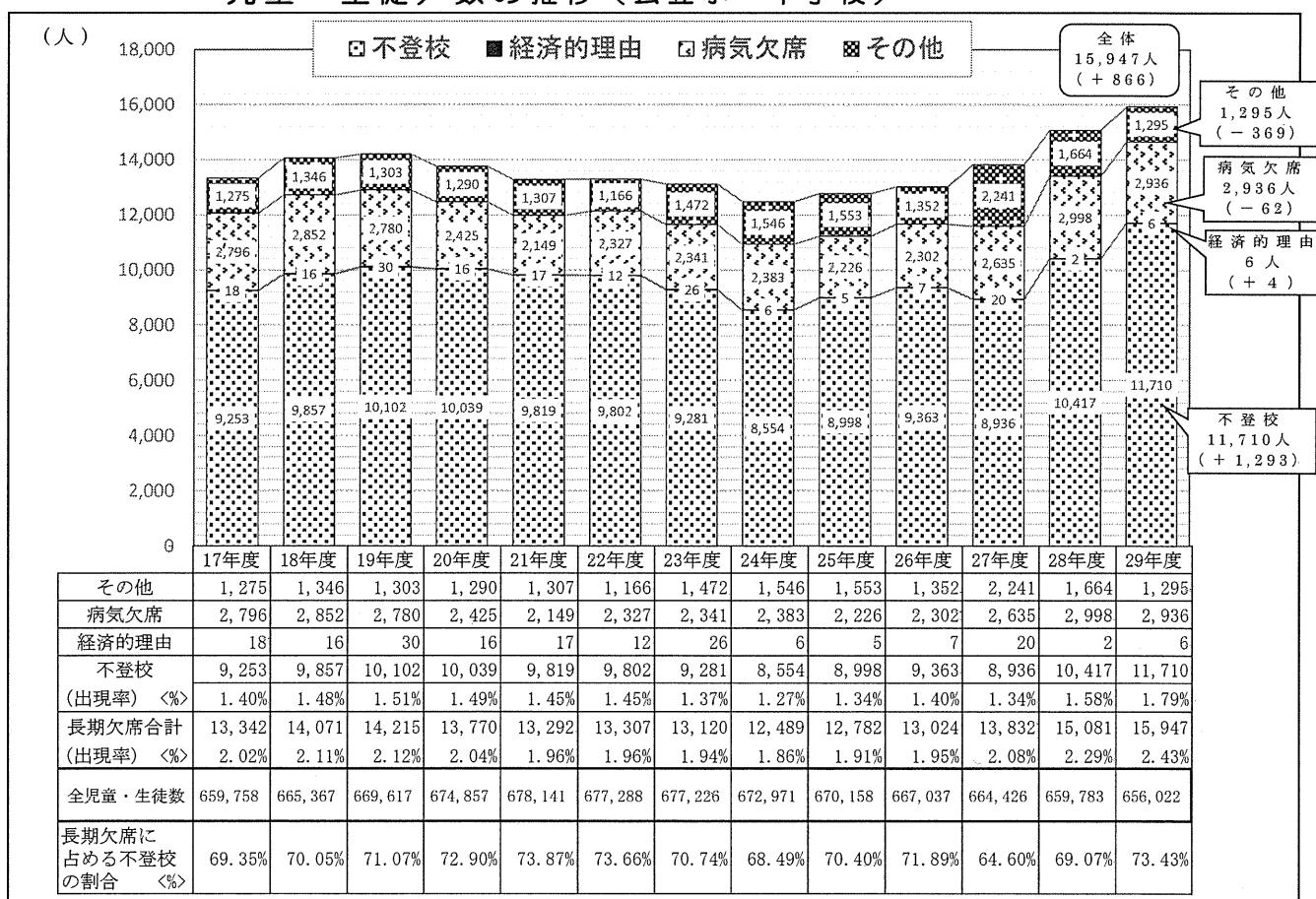
(3) 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

公立小・中学校における長期欠席者数は、前年度より866人増加し15,947人、長期欠席者のうち、不登校児童・生徒数は、前年度より1,293人増加し11,710人であった。

（【図5】参照）

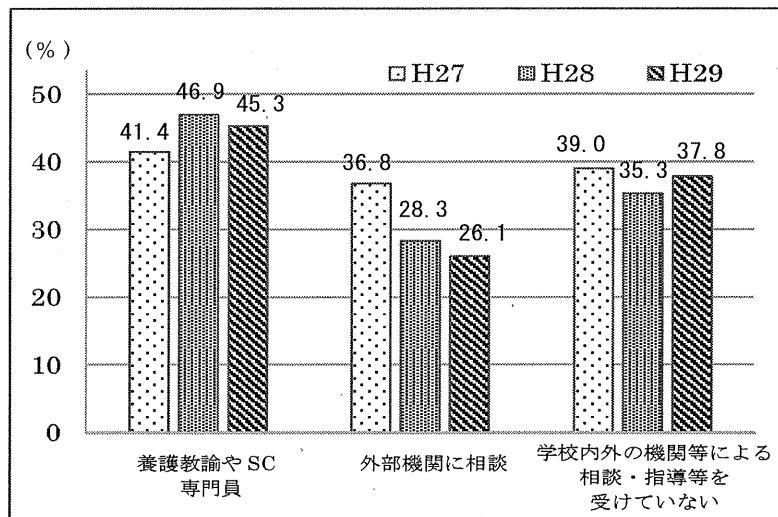
平成28年9月の国からの通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」を踏まえ、不登校を問題行動と捉えず、環境によっては誰にでも起こり得ることとし、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向けて、家庭や関係機関等と連携し、家庭・地域・関係機関等とともに児童・生徒に寄り添い、児童・生徒の最善の利益を最優先に支援を行う必要がある。

【図5】理由別長期欠席者（年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒）数の推移（公立小・中学校）



また、不登校児童・生徒に対し様々な相談機関が関わっている一方、学校内外の機関等による相談・指導等が行われていない不登校児童・生徒もいる。児童・生徒が抱えている課題を、学校関係者や保護者、関係機関等が共有し、個に応じた支援を組織的・計画的に続けていく必要がある。（【図6】参照）

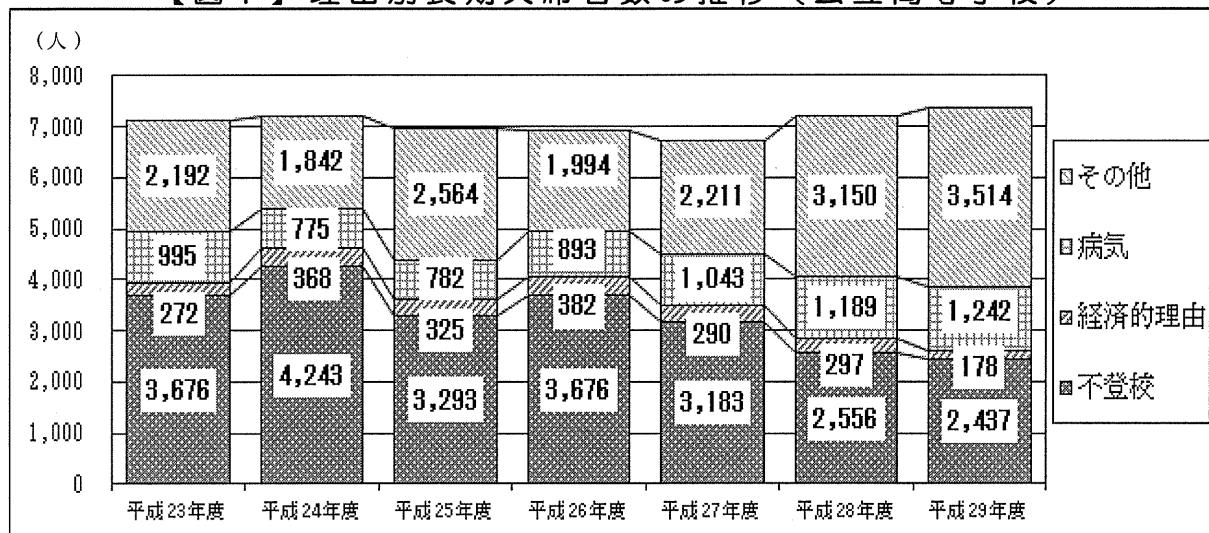
【図6】相談・指導等を受けた学校内外の相談機関等



(4) 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

公立高等学校における長期欠席者数については7,371人となり、前年度より179人増加した。うち不登校生徒数は2,437人（長期欠席者の33.06%）で、前年度より119人減少した。（【図7】参照）

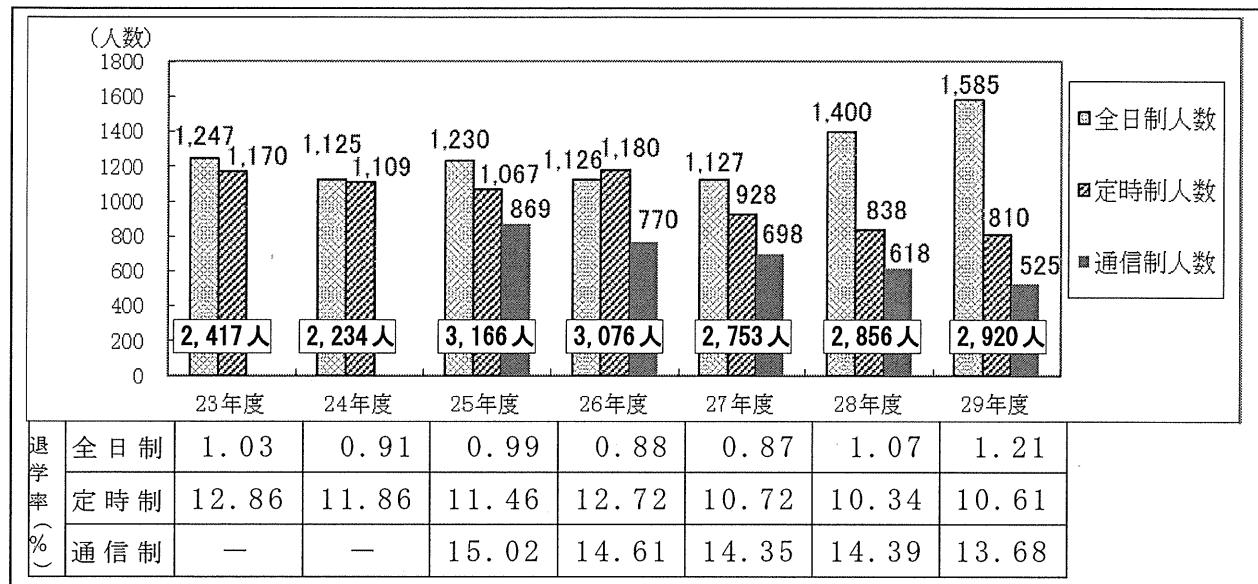
【図7】理由別長期欠席者数の推移（公立高等学校）



(5) 中途退学者について

公立高等学校全体における中途退学者数は2,920人であった（全日制は185人増加、定時制は28人減少、通信制は93人減少）。中途退学率については、全日制と定時制は上昇、通信制は下降であった。（【図8参照】）

【図8】公立高等学校における中途退学者数の推移
(全日制・定時制・通信制別)



(6) 全国における本県の状況について（国・公・私立学校）

ア いじめ（小・中・高・特）

認知件数 5番目：1,000人あたりの件数 28番目

<前年度 認知件数 7番目：1,000人あたり 29番目>

イ 暴力行為（小・中・高）

発生件数 1番目：1,000人あたりの件数 2番目

<前年度 発生件数 1番目：1,000人あたり 2番目>

ウ 不登校（小・中）

児童・生徒数 2番目：1,000人あたりの人数 3番目

<前年度 児童・生徒数 2番目：1,000人あたり 6番目>

エ 不登校（高校）

生徒数 3番目：1,000人あたりの人数 21番目

<前年度 生徒数 4番目：1,000人あたり 23番目>

3 県教育委員会の主な取組

いじめ・暴力行為及び不登校への対策として、主に次の事業等のより一層の推進を図る。

(1) かながわ元気な学校ネットワークの推進

(平成23年度～)

産・官・学・民からの委員で構成する「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」(平成23年8月設置)を推進母体に、「魅力ある学校づくり推進プロジェクト」等に取り組むことにより、子どもたちだけでなく、教職員・保護者、さらに地域の人たちも元気にするような学校づくりを推進する。

(2) 「かながわ子どもスマイル(SMILE) ウェーブ」の展開

(平成23年度～)

平成24年3月に開催した「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機として、県内の各地域で大人が子どもの育ちに关心をもち、積極的に子どもと関わりを深めるため、「地域フォーラム」を展開する。

(3) かながわ「いのちの授業」の推進 (平成24年度～)

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を開拓し、心ふれあう教育の推進を図る。

(4) 学級経営支援事業 (平成27年度～)

小学校において、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、課題を抱える児童や学級に対し、継続的指導・支援を行い、問題行動等の未然防止や学力向上の基盤となる学級経営の充実を図る。

(5) 教育相談等の充実

ア スクールカウンセラーの配置 (平成7年度～)

【平成30年度の配置状況】

小学校：中学校に配置のスクールカウンセラーが対応

中学校：全中学校に配置（政令市は独自に配置）

高等学校：75校を拠点として配置 全県立高等学校
及び中等教育学校に対応

教育事務所：平成27年度からスクールカウンセラーアドバイザーを配置し、スクールカウンセラーの相談業務を支援

イ スクールソーシャルワーカーの配置（平成21年度～）

【平成30年度の配置状況】

小・中学校：4教育事務所に配置

（政令・中核市は独自に配置）

高等学校：30校を拠点として配置 全県立学校に対応

ウ 教育相談コーディネーターの養成・配置

（平成16年度～）

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全ての公立学校に配置

エ 相談窓口の開設

（平成6年度～）

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110番」を開設。平成18年からは24時間受付体制を整備し、現在は「24時間子どもSOSダイヤル」と名称を変え、対応

(6) 不登校相談会・進路情報説明会 (平成18年度～)

県・市町村教育委員会と県内各地のフリースクールやフリースペースとの連携・協働により、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、進路に見通しがもてるよう情報提供し、一人ひとりの自立や学校生活の再開に向けて支援する。

(7) 各種実態把握のための調査

ア 「いじめ問題に係る点検・調査」の実施

(平成18年度～)

イ 「神奈川県児童・生徒の問題行動等に関する

短期調査」の実施

(平成22年度～)

VII 「SNSいじめ相談@かながわ」の実施結果について

1 相談の概要

(1) 目的

近年、スマートフォンの普及に伴い、中高生の多くがSNSをコミュニケーション手段として活用していることなどを踏まえ、県教育委員会では、SNSを活用したいじめ相談体制の構築に向けて、文部科学省の補助事業(国10/10)を活用し、試行的にSNSによる相談窓口を開設し、生徒のいじめ等に関する相談に対応した。

(2) 使用SNS

無料通信アプリ「LINE」

(3) 相談対象生徒

県内の学校から抽出した101校の生徒約5万8千人

- ・県立（高等学校36校・中等教育学校1校・特別支援学校8校）
- ・市町村立（中学校43校・義務教育学校1校、高等学校2校）
- ・私立（中学校4校・高等学校5校・中等教育学校1校）

(4) 実施日時

平成30年9月10日(月)～9月23日(日)の2週間 17時～21時

(5) 実施方法

生徒にQRコードを記載したカードを配付

（夏休み明け～9月5日）

生徒は、「友だち登録」を行い実施日時にLINEに接続

(6) 委託事業者

トランス・コスモス(株) / (一社)全国心理業連合会

(7) 相談員態勢

相談員11人 管理者2人

(8) アンケートの実施

相談後に生徒が相談についてどのような印象を持ったか、改善に結び付いたか等、LINE上でアンケートを行った。

2 実施結果

(1) 概要

- ア 友だち登録者数：669人
- イ 相談アクセス件数：191件
- ウ 相談件数：183件（相談者の実人数：131人）
- エ 1日当たりの平均相談対応件数：13.1件
- オ 同一相談者による2回以上の相談回数の状況
 - 2回18人、3回9人、4回2人、6回2人

(2) 詳細

ア 日時別相談対応件数

- ・ 相談初日の29件が最多、最少は16日（日）で5件
- ・ 時間帯では初日から3日目までは17時台の割合が高いが、4日目以降は18時以降の割合が高かった。

イ 男女比：男性39件、女性93件、不明51件

ウ 学校種別相談件数：中学校84件、高等学校34件、中等教育学校1件、その他4件、不明60件

エ 学年別内訳

中学校：1年生37件、2年生25件、3年生20件、
学年不明2件

高等学校：1年生16件、2年生7件、3年生9件、
学年不明2件

中等教育学校：1件、その他4件、校種学年ともに不明60件

オ 相談に要した時間

平均対応時間：1時間28分、30分～60分未満が一番多い(47件)

力 相談内容別相談件数

いじめに関する相談：51件(27.9%)
(いじめ以外の主な相談)

交友関係・性格の悩み：40件(21.9%)
学校・教員の対応：14件(7.7%)
恋愛に関すること：12件(6.6%)
家族に関すること：12件(6.6%)

キ アンケート結果

(ア) 1回目のアンケート（相談対応直後に実施）

質問1 今日の相談は役に立ったか

	回答者数	割合
役に立った	82人	86.3%
どちらでもない	11人	11.6%
役に立たなかった	2人	2.1%
計	95人	100.0%

質問2 また相談したいと思うか

	回答者数	割合
また相談したい	79人	80.6%
わからない	16人	16.3%
もう相談したくない	3人	3.1%
計	98人	100.0%

(イ) 2回目のアンケート（相談後2週間をめどに実施）

質問1 相談で悩みごとは改善したか

	回答者数	割合
改善した	23人	36.5%
わからない	24人	38.1%
変わらない	16人	25.4%
計	63人	100.0%

質問2 相談後に親や先生に相談したか

	回答者数	割合
相談した	13人	21.0%
相談しなかった	49人	79.0%
計	62人	100.0%

質問3 またLINE相談をしたいか

	回答者数	割合
また相談したい	38人	63.3%
わからない	15人	25.0%
相談しない	7人	11.7%
計	60人	100.0%

質問4 電話相談に比べてどうだったか

	回答者数	割合
相談しやすかった	48人	81.4%
わからない	9人	15.3%
相談しにくかった	2人	3.4%
計	59人	100.0%

3 分析

(1) 特徴

ア 高い満足感

アンケート調査では、相談が「役に立った」と回答した者及び「また相談したい」と回答した者の割合が高かった。

イ 相談のしやすさ

SNSは、音声でのやり取りがないことから、「家族などに知られる心配がなく、気兼ねなく相談できる」との感想があり、他人に知られる心配がない点もSNS相談の高い評価の要因と思われる。

ウ 多様な相談内容

今回の試行では、いじめ以外の相談も相当数あった。

エ 相談内容の可視化

SNS相談では、やり取りを可視化できるため、内容を読み返すことによって、課題の整理がしやすい。

また、別の相談員への引き継ぎがスムーズにできる。

(2) 課題

ア 対象者の設定

今回の試行では、11人の相談員が受けられる相談件数を約600件と想定したが、実際は183件にとどまった。

他の自治体で行っているように、できるだけ広く対象者を設定することが望ましい。一方で相談率を下げない工夫が必要である。

イ 相談スキル

今回は、SNSの特性に応じた相談技法を身につけたうえで相談に応じたことも満足度の高さにつながったと思われる。

SNS相談については、スキルを身に付けた相談員を配置する必要がある。

ウ 費用

SNSの場合は、相手の真意を聞きだすまでに時間がかかるといった特徴があり、今回の試行で時間と手間がかかることが改めてわかった。

相談に要する費用について、1件当たりのコストが割高に感じることから、費用を圧縮するための何らかの工夫を講じる必要がある。

エ SNS相談から通話相談への切り替え

今回のSNS相談の中で、込み入った相談の24件について相談者に電話相談への切り替えを促したところ、切り替えできたのは1件のみだった。

SNS相談から電話への切り替えは難しいため、緊急性の高い事案の場合の対応方法を検討する必要がある。

4 今後の方向性

今回の試行により、SNS相談の様々な課題が明らかになるとともに、電話では相談できないがSNSを通じてならば気軽に相談できるという子どもたちの存在が改めて確認できた。

特に、子どもたちがSNS相談を評価していることは、「誰かに相談してよかったです」という経験を肯定的に捉えていることである。

いじめ認知件数が増え続ける中で、今後、国の動向も注視しながら、今回の試行結果をもとに必要な検討を加え、来年度のSNSを活用した効果的な相談体制の構築に向け、取り組んでいく。

VIII 「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～(素案)」について

1 経緯

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条において、都道府県は、子ども読書活動推進計画の策定に努めるものとされており、本県では、平成16年1月に第一次計画を、平成21年7月に第二次計画、平成26年4月に第三次計画を策定している。

こうした中、国は平成30年4月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次計画）」を策定し、県の第三次計画の計画期間が平成31年3月で終了するため、新たに「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画」（以下「第四次計画」という。）を策定する。

2 目的

子どもにとって読書は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ」、本県における子どもの読書活動を総合的に推進するため策定する。

3 計画期間

平成31（2019）年度～平成35（2023）年度（5年間）

4 第四次計画策定体制

「神奈川県子ども読書活動推進会議（県図書館協会、県PTA協議会など17機関・団体等）」において、策定に向けて検討。

5 第四次計画（素案）の概要

(1) 構成

- 第1章 子どもの読書活動をめぐる動向
- 第2章 第三次計画期間における取組
- 第3章 第四次計画の基本的な考え方と推進体制
- 第4章 第四次計画推進のための方向性

(2) 基本的な考え方

ア スローガン

「友のようにいつもそばに一冊の本を」
～本との出会い、本から拓く思いやり 心のつながりを大切に～

イ めざす子どもの姿

- (ア) 本との出会いを楽しみにする子
- (イ) 本から学び、知ることの喜びを感じる子
- (ウ) 本から感じ、思いやりの心を養い育てる子
- (エ) 本を糧とし、自立した人間として生きる力につなげる子
- (オ) 本を生活に活かし、社会とかかわる子

ウ 目標

平成 35 年度の目標値として、小・中学生及び高校生の平日の一日の読書量が 10 分以上の児童・生徒の割合を、過去の本県実績値と全国平均実績値の進捗率等をもとに、小学生 69%、中学生 53%、高校生 30%に設定する。

エ 基本方針

- (ア) 子どもが読書に親しむことを支える人づくり
- (イ) 子どもが読書に親しむための環境づくり
- (ウ) 子どもが読書に親しむための情報収集・発信

オ 5 方策

- (ア) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (イ) 地域における子どもの読書活動の推進
- (ウ) 学校等における子どもの読書活動の推進
- (エ) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進
- (オ) 子どもの読書活動の普及啓発の推進

(3) 計画推進のための方向性

- ア 「子どもと本とをつなぐ」プロジェクトの 5 つのアクション
 - (ア) ファミリー読書の推進
 - (イ) 子どもの読書への興味・関心の向上
 - (ウ) 読書ボランティアの養成及び（学校）司書への支援
 - (エ) 図書館の利用の促進
 - (オ) 学校、専門・関係機関及び団体等の連携・協働の促進

イ 具体的な取組

第四次計画の目標を達成するために 69 の具体的な取組を定め推進する。

6 県民意見募集について

第四次計画（素案）については、平成 30 年 12 月末から 30 日間の期間で県民意見募集を実施する予定であり、お寄せいただいた御意見等を踏まえて「第四次計画」（案）を作成する。

7 今後の予定

- 平成 30 年 12 月 県民意見募集を実施
- 平成 31 年 2 月 「第四次計画」（案）を子ども読書活動推進会議で検討
 - 「第四次計画」（案）を第 1 回県議会定例会に報告
 - 「第四次計画」（案）を教育委員会会議に報告
 - 「第四次計画」決定

IX 県所有美術品の管理状況について

1 経緯

平成29年4月17日に公表した棟方志功作の版画紛失事案（※）の調査結果等を踏まえ、県が所有する美術品をより適切かつ安全に取り扱うために、「美術品の適切な管理について」（平成29年12月28日付通知）を策定した。

今回、同通知に基づき、各所属から提出された美術品台帳の写しの内容を確認し、県所有美術品の管理状況を取りまとめたので報告する。

また、教育委員会が所管する近代美術館、金沢文庫、歴史博物館及び生命の星・地球博物館については、独自に収蔵施設を有するなど、堅固な管理体制のもと美術品を管理しているため、当該通知に基づく文化課長への報告の対象外とされているが、これらの施設についても併せて報告する。

※ 県民ホール小ホールの縞帳作成用の原画として、昭和49年に購入した棟方志功作の「宇宙讃（神奈雅和の柵）」が、平成26年4月にカラーコピーにすり替えられていることが判明し、紛失したことが明らかになった事案

2 通知の概要

(1) 管理

台帳価額が100万円以上の物品である美術品（以下「重要な美術品」という。）は、原則として、近代美術館が管理・保管する。

ただし、美術品取得の経緯等により、取得した所属において保管・展示等を行うことが望ましい場合等の事情がある場合には、この限りではないものとする。

(2) 取得

美術品の寄附受入れを行う場合は、あらかじめ、附属物の有無、利活用及び処分の条件について寄附の申込みを行っている者への確認をするほか、美術品の保管に適した継続的な対応や、そのための新たな後年度負担が生じることを十分認識して、その適否を判断するものとする。

(3) 開放空間での展示

所属長は、本庁舎内の廊下、学校の玄関、体育館など不特定多数の者が往来・出入りする開放空間において美術品を展示する場合は、次の事項を遵守する。

なお、遵守できない場合は、原則としてその対応ができるまでの間、開放空間以外での展示等を行う。

- ア き損、汚損及び盗難を予防するための方策（ガラス、アクリルパネル等により表面を覆うなど）により保護する。
- イ 重要な美術品については、盗難防止のための装置を設置するとともに、損害保険に加入する。
- ウ 学芸員の意見をもとに、美術品の相応しい展示場所等を選択するとともに、美術品の監視が行き届くように配慮する。

(4) 管理状況の確認等

- ア 所属長は、原則として、美術品を取得したときは、備品台帳等によるほか、その特殊性に鑑み、美術品台帳を整備し、必要に応じて追加や変更が生じるたびに修正を行うものとし、美術品台帳に基づき、毎年度1回、その美術品の管理状況の点検を行う。
- イ 所属長は、毎年、3月31日時点の美術品台帳の写しを当該年の6月末日までに、文化課長に送付し、文化課長は、内容を確認し、適切な管理について必要に応じて所属長に対して助言するものとする。

3 確認結果

各所属から提出のあった美術品台帳（平成30年3月31日時点）を確認した結果、「美術品の適切な管理について」（平成29年12月28日付通知）に基づき、適切に管理されていることが確認できた。

また、教育委員会が所管する博物館、美術館では、以前から、各々の施設で、独自の台帳を整備しているため、教育委員会において、当該台帳（平成30年3月31日時点）を確認した結果、同様に適切に管理されていることが確認できた。

なお、局等別の管理状況は次のとおりである。

（単位：点）

	美術品数 (工作物 除く)	100万円 以上	開放空間 での 展示数	内 100万 円以上	内 保険 加入数	内 盗難 防止 装置 設置数 (※)	工作物	内 100万 円以上
政策局	135	5	1	0	—	—	0	—
総務局	7	3	0	—	—	—	0	—
くらし安全 防災局	0	—	—	—	—	—	1	1

国際文化観光局	199	6	18	2	2	0	0	-
スポーツ局	0	-	-	-	-	-	0	-
環境農政局	10	1	1	1	1	1	0	-
福祉子どもみらい局	63	11	27	8	8	7	0	-
健康医療局	40	4	18	2	2	1	0	-
産業労働局	21	0	1	0	-	-	0	-
県土整備局	31	3	6	2	2	1	1	1
会計局	2	0	0	-	-	-	0	-
地域県政総合センター	17	1	1	1	1	1	0	-
知事部局計	525	34	73	16	16	11	2	2
企業局	5	0	1	0	-	-	0	-
議会局	35	5	0	-	-	-	0	-
教育委員会	博物館・美術館	15,682	1,670	18	10	10	0	0
	学校等	336	42	123	20	20	6	36
	計	16,018	1,712	141	30	30	6	36
監査事務局	2	0	0	-	-	-	0	-
労働委員会事務局	0	-	-	-	-	-	0	-
収用委員会事務局	0	-	-	-	-	-	0	-
人事委員会事務局	0	-	-	-	-	-	0	-
警察本部	31	7	1	0	-	-	0	-
計	16,616	1,758	216	46	46	17	38	12

※ 開放空間での100万円以上の展示数46点のうち29点は、盗難防止装置を設置していないが、床や壁に接着、固定するなどの盗難を予防する措置が講じられている。

4 今後の予定

「美術品の適切な管理について」（平成29年12月28日付通知）に基づき、引き続き県が所有する美術品を適切に管理していく。

【参考】 美術品管理にかかる新旧通知の比較表

No.	区分	現行通知	旧通知
1	名称	美術品の適切な管理について（通知） 平成29年12月28日施行	物品（美術工芸品）の管理について（通知） 平成15年2月18日施行
2	対象	物品及び工作物	物品
3	定義	限定列挙 絵画（油絵・日本画・水彩画・デッサン・その他）、版画、レリーフ、陶芸品、彫刻、塑像、石碑、書画、前各号の複製品及びこれらに類するもの	※ 規定なし
4	管理	台帳価額100万円以上の物品である美術品の管理・保管は、原則、近代美術館が行う（財務規則及び県有財産規則の運用通知を改正） ※ 寄附者の意思等により寄附受入れ所属等で保管・展示等を行うことが望ましい場合等、例外あり ※ 管理換え又は保管の依頼は近代美術館長と協議	※ 規定なし
5	取得	・学芸員の助言 ・寄附受入れを行う場合は美術品寄贈確認書（新設）で確認	※ 規定なし

6	台帳・点検	・美術品台帳（新設）の整備 ・美術品台帳（新設）による毎年度1回の点検	一覧表等の作成
7	修復	・修復・補修の検討 ・学芸員の助言	定期的な状態のチェック (必要な場合は修復等の措置)
8	展示等	展示及び情報の積極的な公表	※ 規定なし
開放空間での展示	き損、汚損、盗難等の予防方策	※ 現行通知と同じ	き損、汚損、盗難等の予防方策による保護
	盗難防止策	100万円以上は装置の設置	装置等
	損害保険	100万円以上は加入	高額なものは原則、加入
	展示場所・方法	※ 現行通知と同じ (ただし、近代美術館、金沢文庫、歴史博物館、生命の星・地球博物館、近代文学館は各館の判断とし、学芸員等が複数で展示物確認等を実施)	・学芸員の意見をもとに選択 ・開放空間での展示の場合、作品の監視が行き届く場所の選定
		※ 規定なし	展示期間を定め、特定箇所への長期間の展示は避ける(必要に応じた展示箇所や展示作品の変更)
9	管理状況の確認	美術品台帳（新設）の写しを毎年、文化課長に送付	※ 規定なし
10	不用決定	学芸員の助言	※ 規定なし
11	事故発生時の対応	状況確認、捜索、聴取、報告、公表及び警察署への被害届提出	※ 規定なし